

平成18年9月8日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
6番	田中	正文	20番	久木	拓栄
7番	福田	英雄	21番	中林	俊雄
8番	寺岡	真貴子	22番	南	正弘
9番	富沢	軒康	23番	木村	正男
10番	堂下	健一	24番	山本	辰栄
11番	松島	信夫	25番	泉	貢
12番	桜井	俊一	26番	稲村	幸雄
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義	30番	角花	進

(欠席議員)

5番	越後	敏明	27番	吉島	陸男
----	----	----	-----	----	----

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	細川	義雄
助	役	坪野	高志
助	役	綱木	常一
総務課	長	田端	正敏
富来支所	長	二見	博
企画担当課	長	中村	久明
監理課	長	木坂	孫信
税務課	長	柴田	一廣
住民課	長	田村	実
子育て支援課	長	宮本	俊一

健康福祉課長	笹川門治
生活安全課長	藤澤仁
商工観光課長	山崎脩平
農林水産課長	山本政直
建設課長	田中正嗣
上下水道課長	横川外治
富来病院参事	高瀬清
会計課長	金谷昭一
教育長	青山源隆
学校教育課長	細川幸男
生涯学習課長	中田政光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木利夫
書記	西清孝
書記	池端久幸

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 議案第115ないし第129号並びに町政一般
(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 議案第115ないし第129号
(委員会付託)

(開議)

松浦 恒義議長 ただ今の出席議員は28名であります。
定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 . 町長提出 議案第115号ないし議案第129号並びに町政一般
(質疑、質問)

松浦 恒義議長 続いて、町長から提出のありました、議案第115号ないし第129号

に対する質疑並びに町政一般に対する質問を許します。

10番 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 はい、議長。

傍聴席の皆さん、お早うございます。生きた教材を提供できるか若干不安なところもありますが、通告に従いまして、3点質問をしていきます。

高校の再編についてであります。

昨年の新町初議会でも木村議員から高校再編の問題が取り上げられています、いよいよ正念場を迎えようとしていますので、私もあえて今回取り上げます。

県教育委員会は来年9月には統廃合する学校を公表し、08年より再編するとの方針を打ち出しています。第1次の再編では能登地区の高校ばかり5校が再編され、無くなりました。廃校となった学校には、小規模ながらも抜群の就職率を誇っていた学校もあったといえます。

これまで町民や高校生、また、同窓生の皆さんの高校存続運動はもちろんのこと、両町の議会でも機会あるごとに高校の存続問題が出され、その都度、存続に向けて頑張ると両町長とも答弁し、高校存続に向けて県に働きかけをしてきました。

さて、今回の第2次再編では、町内の2つの高校が他の能登地区の他の高校とともに再編の対象となることは避けがたい現実としてあります。

能登地区では、04年度から06年度の3年間で2つの中学校、24の小学校が廃校になっています。小中学校の閉校でも、地域コミュニティの核としての学校の位置づけや子どもの通学距離、保護者の負担等配慮すべき事柄が多かったと思います。

さらに高校の再編となれば、地域に高校が無くなると地域の活力が失われるだけではなく、遠距離通学、下宿等により生徒・保護者の負担増は計り知れません。また、進学を辞退せざるを得ない状況に追い込まれる生徒が出てくることも考えられます。

富来高校、高浜高校については概ね4つのケースが考えられえらると思います。1つとしては、2校とも存続が決まる。2つ目に2校とも廃校とする。3つ目は富来高校を残し、高浜高校を併合する。4つ目に高浜高校

を残し、富来高校を併合する。この4つのパターンかと思います。2校とも存続が決まれば万々歳ですが、残念ながら厳しい現実が突きつけられるのではないのでしょうか。となりますと、現実的な対応が最大の課題となり、今後の1年間は高校存続の大きな山場となり、町長の政治手腕も大きく問われる事態となることは間違いありません。

志賀町全体を見渡したとき、どこに高校があればベストでなくてもベターな状況になるのか、地域事情を十分勘案して存続を図っていくことが求められ、決断を迫られます。町長の基本的な考え方をお聞かせ下さい。

2つ目に、非核平和宣言自治体としての行動を問うものです。

昨年11月と今年の7月、経済同友会終身幹事の品川正次さんの講演を聞く機会がありました。82歳の高齢にもかかわらず、自らの戦争体験をもとに憲法9条を守れと全国を講演行脚しております。

7月には講演会の後の交流会にも参加され、2次会にも付き合っていたいただきました。「実るほど頭を垂れる稲穂かな」の言葉道理の老紳士でした。私の対面に座っていましたので特に印象深いものがありました。あのように年を取りたいものだなと思います。

品川さんの話は、自ら2等兵として中国戦線に従軍した経験から、「戦争を起こすのも人間ならば、それを許さないで止める努力ができるのも人間だ。おまえはどちらなんだ」ということを終生の座標軸として生きていと語っていました。

また、戦争を大きく3つの視点から捉えて、分かりやすく話をしていました。少し長いのですが引用させていただきます。

1つは戦争というものは価値観を全く逆転させてしまう。自由とか人権とかは人間の獲得してきた非常に大事な基本的な価値観なのだが、戦争になれば「勝つため」という価値観が全てに優先する。何よりも大切なのは人間の命のはずだが、敵の命はもちろんのこと自国の国民の命も犠牲にして勝つために頑張るということになる。「欲しがりません 勝つまでは」というスローガンが戦争中どこの電柱にも貼ってあったが、「勝つため」という価値観が最上位になる。

2つ目は、戦争は全てを動員する。戦闘力、武力はもちろんのこと労

働力もです。さらに恐ろしいのは学問も動員することです。医学、生理学、化学、物理学等全てが動員される。大量殺戮兵器が現れたのもその学問の動員の結果です。また、自然科学だけではなく、社会科学、とりわけ歴史学なんかも動員されます。

3つ目は、戦争を指導する部門が、行政であれ、司法であれ全ての政府の権限の中心になるというのが戦争です。普段は三権分立だとか、シビリアンコントロールであるとかがよく使われますが、戦争になれば戦争を指導する部門が国家を指導するという格好になると戦争の特徴をまとめています。戦場での体験をもとに、話されているので説得力がありました。

また、速水前日銀総裁も日銀の縛りがあるとはいえ、クリスチャンということで全国の教会を回り憲法を守ることを訴えているそうです。戦争経験者が動かなければならないほど平和に危機が迫っているということです。

さて、当町も非核平和自治体の看板を掲げているわけですから、具体的な行動が求められます。昨年は非核宣言自治体協議会への参加を決め、参加自治体同士の情報交換等を進めていることと思います。だが、町民に向けたアピールがまだ見えてきません。

全国の自治体の中には、戦争の語り部の制度をつくってその活動をしたり、行政が出す封書の一部にその旨を書いてアピールしているところもあります。非核平和の運動こそ、町民との協同事業とするにふさわしい事業と思います。

昨今の国会議員の発言の危うさを聞くにつけ、益々、こうした取り組みを地方から、そしてできることからしていくことが求められています。

私も志賀町勤労者協議会の会長もしておりますが、先月は教育委員会の後援を得ながら「日本国憲法」の上映会を実施してきたところです。町としても映画会や長崎、広島の被ばくの写真展、戦争の体験談を聞く会などいろいろな催しが考えられると思います。

そこで、取り組みに対する検討期間も終わっていると思いますので、町長の考えと今後の取り組みについてお尋ねします。

品川さんの言葉ではありませんが、戦争となれば全てが動員されるの

です。役所は戦争へ町民を駆り立てる役目を果たさざるを得ない状況に追い込まれるのは必定なのです。

最後に防災訓練についてお伺いします。

今回の防災訓練は、机上の訓練を含めて12回目を数え、初めて市街地の住民が400名弱参加したことについては意義ある防災訓練であったといえるかと思います。住民の原発防災に対する意識づけが少なからずできたのではないかと思います。

だが、いくつかの点で今後改善していかなければならない点もありましたが、今回は装備についての的を絞って質問をしていきたいと思います。

住民の被曝を避けることはもちろんのことですが、避難誘導や避難場所で活動しなければならない関係者の皆さんの被曝を最大限防がなければなりません。

まず服装についてですが、一番きちんとしていたのは、当日視察した範囲においては文化ホールの小ホールの除染のチームとはまなす園に搬送訓練に来ていた七鹿の救急隊の装備が本来の姿です。それと比較すれば他の人たちは事故時には被曝する恐れが十分あります。そこで防護服関係は人数分整備されているのか。それとポケット線量計は必需品であります、これも必要な人数分だけ揃っているのかが問われます。

なぜこのことを聞くかといいますと、1999年9月30日に起きたJCO事故の時、救助に向かった消防救急隊はどういう事態になったかは報道等にありましたが、村の職員は無防備なまま、防護服もつけず、ポケット線量計も持たず避難状況を確認に出かけ、そこで少なからず被曝をしているのです。また、翌年2月、私も東海村に視察に行きましたが、JCO事故では全国から一番多く視察に訪れたのは消防関係とっておりました。仲間が救助に向かい被曝していることを考えればよく分かります。2月時点で55箇所の全国の消防署から来ていると言っていました。

当町においては、担当課の皆さんは全員原発防災についての基礎知識はおありでしょうが、他の職員はどうなのでしょう。いざというときは担当課だけでは済まされませんので、職員全員への教育が必要なのではないでしょうか。多分今までにないからこそ、行われてないからこそ、訓練

においても防護の対策がきちんと取られていない人が目につくのではないのでしょうか。いろいろな機関から訓練に参加されていますので、他の機関の人かもしれませんけれども。

さらにあえて言えば、訓練参加者の人たちに、次回から服装についてもきちんと放射能災害に備えた服装を指導すべきです。起きうる事故はいつも軽微なものとは限りません。外部被曝にも注意した服装にすべきです。例えば、消防の皆さんは暑いからといって、半袖で出勤するのでしょうか。8月29日の常備消防の訓練の状況を見れば一目瞭然です。

再度まとめてお聞きします。常備消防はもとより、8月20日に訓練に参加していた消防団、交通安全協会、街頭交通推進隊、交通安全勧告隊、町職員ら事故時に動員される職員は何名なのでしょう。また、その人数分の防護服、ポケット線量計は確保されているのでしょうか。数字を持ってお答え下さい。また、町の職員以外の関係者に対する原子力防災教育はきちんとなされているのか、なされていないのか、それらのことについても公表をお願いします。

以上を持ちまして今回の私の質問を終わります。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

堂下議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の1点目は高校再編についてであります。

ご質問のとおり、石川県教育委員会は本年5月に、学力向上教育改革推進会議を設立しまして、その中に県立学校活性化特別委員会を設け、高校再編整備の検討を行っております。平成18年度中に提言をとりまとめられて、平成19年度中に今後の高校再編整備案を策定したいとのことでもあります。

町といたしましては、減少傾向にある生徒数の推移、身近な地域の中での高校選択肢の確保、町としての活力の維持、通学を始めとする教育環境面等を鑑みまして、町に最低1校、高校が必要であると基本的に考えております。

高校の設置者は石川県であります。町としましては高校の1校配置

に向けて、地域の学校として生徒にとって魅力ある高校、そして良質で特色のある高校となるように、さらに支援策を継続していく所存でありますので、議員さん始め、関係各位のご協力をお願い申し上げたい、このように思います。

続きまして、非核宣言自治体としての行動はとのご質問であります。

平成17年第1回の定例会において、堂下議員のご質問に答弁させていただきましたが、平成18年度からは、日本非核宣言自治体協議会負担金を予算計上させていただきましたが、「広島、長崎を繰り返さない。核兵器の廃絶を」、こういった趣旨に賛同いたしまして、4月に加入手続きをさせていただきましたものであります。また、以前より、「非核平和宣言の町」の看板を役場庁舎前に設置しているところであります。

議員さんご指摘の具体的な行動、アピール等については、町内における各界各層の団体及び町民自らの行動については、それらの趣旨、目的などをよく吟味して、共催、後援などの対応をさせていただきたいと思っております。また、映画会、長崎、広島の被ばくの写真展、戦争の体験談は、今までも、学校教育及び生涯学習活動の中で、一部取り組んでおりますし、これからも、取り組み続けてまいりたいと思っております。

なお、原子力の平和利用など正しい原子力の理解と啓発活動もあらゆる機会を通じて実施しながら、原子力発電所と共生する町をアピールしていきたいと考えております。

次に第3点目ではありますが、防災訓練についてであります。

常備消防はもとより、消防団、交通安全協会、街頭交通推進隊、交通安全勧告隊、そして町職員らの事故時に動員される職員に関する質問であります。

まず、常備消防職員についてお答えいたします。

現在、羽咋郡市広域圏の消防職員は105名で、常時勤務している職員は43名であります。ここに配置してあります防護服はタイベックスーツが50着、よう圧防護服が27着、化学防護服が5着、ポケット線量計が52個となっております。

また、本年4月1日現在で、消防団員数は291名、街頭交通推進隊

員は60名、交通安全勧告隊員は10名、役場職員は437名となっておりまして、タイベックスーツ、ポケット線量計のセット数は190組となっております。

原子力災害時において、災害の度合いによって、動員する人数は異なりますのでこの配置数が多い、少ないの判断はできかねますが、本年8月の原子力防災訓練におきましては、ポケット線量計を91名に、タイベックスーツを4名に装着させた訓練を行っております。

次に、町職員以外の関係者への原子力防災教育であります。主に消防団員に対して、その教育を実施しております。平成13年からのデータであります。平成13年度は40名、14年度は37名、平成15年度40名、16年度39名、平成17年度は35名で、この間の累計で191名の消防団員に原子力安全技術センターの「消防団基礎講座」を受講させております。

さらに、平成16年度からではあります。石川県オフサイトセンターにおきまして、石川県が主催となって婦人団体を対象とした講習会も開催しております。85名の方が受講されております。

今後もこれらの講習会等を開催し、消防団については技術の向上を、婦人団体につきましては、各家庭への原子力防災の正しい知識の普及啓蒙を推進してまいりたい、このように考えておりますのでよろしく申し上げます。以上であります。

堂下 健一議員 はい、議長。

松浦 恒義議長 堂下 健一 君

堂下 健一議員 防災訓練並びに装備についての再質問であります。

ポケット線量計が190組ということですが、職員の数からすればかなり不足しているのではないかと思います。

190組しか動員しないのであれば、かまわないですが、現実的にはそうならないだろうということが予測されますので、これは順次、装備をきちんとして1名の被爆者も出さないという決意をもって望まなければならない趣旨のものでありますから、そのへんのところを再度お答え願います。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

おっしゃるとおり、先ほども多い少ないの問題ではないのだけれど、と申しあげましたけれど、できるだけ装備はあるほうがいいわけなので、ただし、こういった原子力災害事故というものはあってはならないものでありますし、しかしながら万一のことを考えての訓練でありますけども、議員さんご指摘のように、できるだけ装備はそろえて万全の体制にもっていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願います。

松浦 恒義議長 次に、14番 萬上 俊之 君。

萬上 俊之議員 はい、議長。

本日は中学生の皆さんを含めて多くの方々に傍聴を賜り、ありがたく感謝申し上げる次第であります。特にこの夏はさながら小中学生の皆さんを中心としたスポーツの夏だったというふうに思っております。

県大会を勝ち抜き全国大会や北信越大会へ志賀町から多くの生徒が県の代表として参加いたしました。

今議会の補正予算の内訳を担当課から取り寄せましたが、町内の各小学校から6大会、中学校から5大会に野球や卓球、陸上、レスリング、ホッケー等、それぞれ大きく活躍されたとのことであります。

生徒たちの貴重な経験は本人の成長はもちろん、志賀町の誇りでもあり、活性化へも大きく貢献するものとして、エールを送りたいと思います。

私事になりますが、お盆の時期に茨城県水戸市で開催された高円宮杯第26回全日本学童軟式野球大会への応援に行っていました。全国51チームの代表が集い、初日の開会式では堂々の入場行進や選手宣誓など文字どおり小学生の甲子園大会でありました。

最近始めました平均50歳以上でチーム編成する寿野球が縁で、富来増穂クラブと同じグラウンドで練習する中、もし全国大会へ行けたら応援に行くぞと子どもたちと県大会のときから約束をしていた経緯から、その約束を果たすために父兄の皆さんとともに同行いたしましたわけであります。

素晴らしい試合内容で3勝してベスト8へ進み、昨年優勝の大阪代表

に破れるまでの4日間、極めて感動に満ちた貴重な日々を過ごさせていただきました。

どんな小さな競技もこんな小さい町から、全国大会を目指すことは並大抵ではありません。今後、ぜひ機会があれば、町長や教育長、あるいは各競技協会の役員にもその任にある方にも、ぜひ補助金を出すだけに留まらず、視察もして地域の宝である子どもたちに物心両面の応援をしてはどうかと感じた次第であります。

同じ時期に甲子園での高校野球も開催され、特に引き分け再試合となった決勝戦を始め、国民的人気スポーツであるがゆえに、感動的な試合が数多くあったと思います。

金沢高校が一回戦を勝ただけでも大いに盛り上がり、石川県人として誇らしく感じましたし、もっと身近な高校生があの方に立てたら、さらに感動的なものではないかと思えます。

今後の素晴らしい活躍を期待しながら、本題に入らせていただきます。今回は通告に従い、まず町民の大きな関心事であります高校の存続問題について質問をいたします。

先ほどの堂下議員の質問とは角度の違う方向からご提言を中心に行いますが、多少重複する点がございましてもご了承を願いたいと思えます。

県立高校の再編問題に関しては、旧富来町と志賀町が大きな危機感の中、富来高校、高浜高校それぞれの存続に向け、支援する会など組織しながら、活動してきたことはご案内のとおりであります。

議会内においても同様に執行部の取り組み姿勢を正しながら、現在に至っておりますが、押し述べて県立の高校ということで質問する側も含め、過去の町長や教育長からして、あまり突っ込んだ取り組みがなされてこなかった感が否めません。

しかしながら、県教委の2006年から進める予定の第2次高校再編に向け、学力向上教育改革推進会議に設けた県立高校活性化特別委員会による協議が、7月の能登地区13校を皮切りに再スタートするなど、いよいよ差し迫ってまいりました。

今後のスケジュールとしては、今年度中にこの推進会議からの答申を

受け、来年度に第2次高校再編の整備計画を策定するとしています。来年の統一地方選後に発表されるのではという大方の見方とのことであります。

少子化や過疎化の進行により、能登地区の対象校では今後定員割れが解消する見込みはないとされる中、残念ながら第1次再編に続く能登偏重の統廃合は避けられない見通しで、不満はあっても統廃合を考えざるを得ない状況と認識するものであります。

1学年3学級の基本指針の見直しを求めるなど、一部で政治力を発揮したい考えも聞かれますが、生徒の競争意識や人間関係の醸成、部活動への支障など教育環境を無視してまで、延命措置を図るべきではないと認識するものであります。

両高校の方向付けについて整理しながら、より具体的に提言していきませんが、極めて迅速な対応が求められる最後のタイミングでもありますので、従来の大枠の答弁を踏襲するのではなく、また基本的な考えを述べるに留まらず、トップセールスとして町長の具体策をお聞かせ願いたいと考えております。

問題点の中心は県教委が基本する1学級3学級という生徒不足であります。特色のある学校づくりというテーマも、存続に関する一つの要素としてはあるようですが決定打となりえず、将来的に2校とも残すにはあきらかに無理があり、生徒数の確保が困難である以上、場合によっては両校とも廃校の危険性があると考えねばなりません。

またどちらか1校を残すにも、無くなる地区の生徒が残った1校に来てくれるかどうか、来てくれないとまた、早晩廃校の危機が起きる。また地域感情への配慮も難しく、無くなる地域に不便を強いる結果になることを考えるとどちらか1校を残すやり方に無理があると言わざるを得ません。

現在の中学生や父兄の間では無くなる高校へは行きたくない、あるいは生かsetたくないなど既に不安の声がでており、このため富来、高浜への入学希望への減少に拍車がかかる現象が出てきております。こういう点が問題点として上げられるわけでありませう。

このため将来に希望が持てる方向付けを即刻行うことが必要であること、ポイントは志賀町に必ず1つの高校を存続させること、これを大前提に取

り組む必要があるのではないのでしょうか。

そこで次のようにご提言いたしたいと思います。

1 番目として、存続させる高校は現在の 2 校を統合して新設する形とし、早期にこの形を決定して小中学生や父兄の不安を解消する。

2 目として、当面現行の 2 校の校舎を利用し、国際コースあるいは機械システム課など特色を生かして連携を深める。希望のコースによっては、通学費補助など町にもできる最大限の支援を開始する。統合方針が決定次第、部活も合同チームで大会に参加する。昨年の野球部一年生大会での富来・高浜チームのベスト 4 に入る活躍例にあるように、当面一体感の醸成を図ることにも配慮する。

3 番目として、近い将来新校舎を建設する。極力、町の中央部を基本としながら、既設の町営施設である野球場・総合体育館あるいは陸上競技場などの利用、また廃校となった施設利用についても配慮する。

4 番目として、新設の高校名は、現行の高浜や富来といった校名は使わず、児童生徒を含む町民公募により新しい高校名を決定することを基本とする。以上のような手順で早急に取り組みを開始されたいというのが私の案であります。

考え方として、石川県からの指示待ちの姿勢でなく、町が指導力を発揮すべきで残された時間もほとんどありません。町内の小中学生が希望を持てる方針を早期に打ち出し、父兄にも安心していただける文武両道の新設高校の建設を目指して、石川県への最後の働きかけを始めようではありませんか。

少子化による小中学校の再編で学校数も大幅に減少する中、上級学校までも無くなるということは利便性や経済性からしても、けして放置できるものではありません。危機感をもって、今後はスポーツや学力の向上など本来の意味での支援組織を形成しながら、高等学校の運営にも極力関わりを持つことが必要な時代ではないのでしょうか。

私が今思っている高校存続のための対策は以上であります。かなり勝手なシナリオかも知れませんが、細川町長は残された期間どう取り組みますかご答弁をお願いしたいと思います。

次に志賀町職員の懲罰制度についてお伺いします。

2週間ほど前に、福岡市職員が起こした飲酒運転による追突事故によって、3人の若い命が奪われました。

テレビや新聞で連日報道され、本当にかわいい盛りの子どもを一瞬にして3人とも亡くした両親の気持ちはいかばかりかと察するに余りあるところであります。

また、福岡市や市長の発言には、綱紀粛正、職員教育、懲罰規定の改定など、必死の対応にもかかわらず、マスコミからは甘いとか遅いとかと、厳しい指摘を受けている状況であります。

また、これを契機に先週のテレビでは京都市職員が起こした犯罪についても、覚せい剤取締法、あるいは銃刀法違反、詐欺、傷害容疑など多くの逮捕者がでていたことが報道されてきました。

多くの職員を抱える自治体は大変だなと他人事にする事なく、こういう機会を通じて、我が志賀町ではどういう規定があり、どのように運用されているのか点検すべきと思うので質問する次第であります。

そこで以下の2点について、町長と所管の総務課長にお尋ねをいたします。

職員の懲罰に関して、どんな規定あるいは条例が設けられているか。また職員へは綱紀粛正・職員教育という観点からも、どう周知させているのか、お答え願いたいと思います。

もう1点は、特に先ほど例のあった犯罪等で逮捕された場合はどうなるのか、あるいは飲酒運転による事故の場合はどうか、事故が無くても検挙された場合は志賀町の規定ではどんな処分となるのか、お答え願いたいと思います。また、それらは今の社会情勢と照らして妥当な規定かどうか、改定の必要がないかどうか、お答え願いたいと思います。

以上で一旦質問を終わらせていただきます。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

萬上議員さんのご質問にお答えします。

まずはご質問の第1点につきましては、高校の存続問題についての

ご質問と、そしてまた、具体的な提言についてであります。

先ほど堂下議員さんのご質問にもお答えしましたが、石川県教育委員会は、平成19年度中に今後の高校再編整備案を策定したいということでもあります。

町といたしましては、地域の活性化を図るうえにおいても、志賀町には最低1校の高校配置が必要であるとの基本的考えに基づきまして、今後も石川県に対しまして、強く働きかけて参りたいと考えておりますが、しかしながら、ただ単に要望するだけでは、先行き大変厳しい状況だとこのように思います。

ご提言がありました4点、いろいろ突っ込んだご提言を頂戴いただきましたが、今後、ご提言として受け止めさせていただきたいと思っております。

いずれに致しましても、県立高校とは申せ、町としても地域の高校としての認識のもとに、まず支援体制の基本的な考え方、こういったものをまず持たなければならないんだと、このように思っております。

例えば、ご提言にありました町内2校を1校に統合する、これは県の考え方があるわけですが、そして高校を新設するというようなことがあってもですね、ただ県に依存しているだけではなかなか実現が乏しいと。町としては、やはり先ほど申し上げたように、例えば用地の提供をする、それから現在ある高校を町が買い取るとか、そういったことも出していかなないとなかなか難しいとそういう具合に思います。

なおまた、この特色のある学校づくり、決定打となるかならないかは別として、やはり時代の流れとそしてまた、社会の変化、この変化する社会を背景にしたいいわゆる特色のあるカリキュラム、企画、こういったことも打ち出してですね、単に志賀町だけでなく、中能登一円からも生徒を呼び込むような、こういった魅力のある学校づくりを目指して、そして県に強く要望していかななくてはならんなどこのように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、志賀町職員の懲罰制度についてであります、いろいろ

ろ細かいご質問でもありますので、総務課長から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

松浦 恒義議長 田端総務課長。

田端 総務課長 はい、議長。

萬上議員の志賀町の懲罰制度について、お答えしたいと思います。

先般は福岡市の大変悲惨な市の職員による事故がありまして、心よりご冥福を祈りたいと思います。

さて、地方公務員法に基づきまして、職員の懲戒がどうなっているのかということでございます。

これにつきましては、志賀町では職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例が設置されております。懲戒の手続きや処分の効果などをこの中で決めておるわけです。

ただ、細かい規定と申しますか、当町においては、細かい懲戒処分規定等はありません。国の人事院が出しております国家公務員を対象にした懲戒処分の指針についての通達により、これを準拠して対応しております。

この指針については、昨年ですか、17年の3月31日に飲酒運転、そういったことがありまして一部改正されております。

職員への綱紀肅正・職員教育については、毎月行われております全職員を対象に朝礼を行うわけですが、そこで町長さんの訓示をいただいております。また定例課長会議における指示、更にはその都度、町長訓令などを行って厳しく指示しております。その他に、職員職務研修の折にも分限、懲戒についても研修を通じまして、職員に学ばせているところであります。以上がそういった教育ということをお願いします。

次に、犯罪等で逮捕された場合はどうなるか。飲酒運転による事故や検挙された場合はどうかというご質問であります。地方公務員法第28条第4項に規定に基づいて、刑の確定をもって失職することとなります。また、地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づいて、刑事事件に関し、起訴された職員は、休職処分に付すことができるとされております。単に、逮捕だけでは、処分の対象にはできませんが、客観的に逮捕されなくても明らかな違反・違憲行為がある場合は、任命権者の裁量の中で行う

ことも可能ではあります。これは、国のほうの懲戒処分指針のほうにもうたわれております。過失の程度や事故後の対応等もその時の状況、実態を把握のうえ、先ほどご説明したように懲戒処分の指針に基づいて厳正な対処をしていきます。

また、飲酒運転をした職員につきましては、免職、停職又は減給の処分とすることになります。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合は、職員は免職又は停職とされており、厳正な処分を行うことになります。

特に飲酒運転の防止については、今後とも引き続き、9月7日付で改めて職員各位に通達したところでありますが、今後とも、厳しく指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。終わります。

松浦 恒義議長 萬上 俊之 君。

萬上 俊之議員 はい、議長。

今ほど、町長あるいは総務課長のほうから、概ね回答があったと思います。ただ、もう一言付け加えて、高校再編問題への対応については、どちらを残したいとかどの高校を残せるかを既に基本的な考えを議論している時期ではないなということについては、共通認識ができているというふうに感じました。

また、今朝ほどの朝刊には珠洲実業を守る会というので、1万2千人の署名を県教育長に提出したという記事もございましたが、そういう情に訴えるといいますかお願い活動に留まらず、現状を冷静に受け止めたうえで県議など関係者とも連携をしながら、発展的な統合高校を作るというふうな提言をさせていただきましたが、真に小中学生や父兄の皆さんに喜んでいただける大きな踏み込んだ形での取り組みを重ねて希望するものであります。

また、ことが起きる前に何でも準備が出来ればいいわけですが、なかなかそうはうまくいかないもので、私も良いにつけ悪いにつけ、ことが起こったときに点検したり、一般質問をして志賀町のルールはどうなっているかと再確認をすることにしております。前回の議会でも小中学生を始め

とする部活動での活躍や、町政懇談会での町民の要望が明らかになったタイミングから、スポーツの振興や合併に際する不均一是正を取り上げました。

今回は福岡市の職員による飲酒事故や県教委による高校再編に併せて質問をさせていただきました。既存の規定を点検して必要があれば改定するとか、あるいはその周知が不十分なら再教育するなど、志賀町としてのタイミングを逸することのないように、願って質問をしているわけです。

時々であってもあってはならない職員による事故や事件があるわけですから、今後とも定期的に教育する機会を設定して総務課の仕事として実施すべきと思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

いずれのテーマもより迅速でより具体的な行動が求められておりますので、再質問というより最後の高校存続における最後の頑張り町民の信用を失うことの行為を完全に撲滅するような取り組みを前向きにやっただくことを重ねて要望して再質問にさせていただきました。

どうもありがとうございました。

松浦 恒義議長 ここで暫時休憩をいたします。

(休憩) (午前 10時50分)

(再開) (午前 11時00分 出席議員 28名)

松浦 恒義議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 橘 照茂 君。

橘 照茂議員 はい。

新町となって、ようやく1年が経過しました。町行政としても様々な問題点があったと思われませんが、今のところ順調な滑り出しではないかと思われれます。

これもひとえに細川町長はじめ町執行部の方々のご尽力も多大にあったと思われれます。今後も気を引き締めて住民福祉に、そして、町民がこの町に住んで良かったと実感し続けられるようご努力をお願いしたいと思います。

さて、平成18年第3回定例会での一般質問ですが、私は細川町長に対し、1つ目に少子化対策、そして、関連しますが2つ目に企業誘致の促進

強化について2点の質問をいたしたいと思います。

まず、少子化についてであります。この問題は当町の議会でも幾度となく取り上げられてきている質問であります。

少子化は日本だけではなく、主に先進国においてその傾向は益々強まりをみせ、それは、ただ女性が子供を産まなくなっていることだけではありません。これは家族問題であり、社会問題であり、我々の未来の問題なのであります。ただ単に少子化傾向によって将来の人口数が先細りになっていくとか、労働人口と高齢者人口のバランスが崩れるなどという数字や経済の問題だけではありません。

特に、当町のような過疎化傾向の半島地域では、若者そのものの数も減少し、また、若者がいても結婚問題や勤務の問題もあったり、若者の定住率の減少と、子供を産み、育てていこうとする希望が減少傾向にあるということでもあります。

そこで、少子化対策として女性が働きながら子育てをし易くなるように経済的な援助と、時間の融通などの労働環境の配慮を国や地方自治体、そして企業が連携して進めなければならないと思うのであります。

では、我が町の施策として何ができるのか、そして、どうしたら少しでも歯止めがかかるのかを検証する必要があると思います。

例えば、各自治体ではエンゼルプランによって様々な行動計画を立て、商店等と連携した子育て優待カードの発行による優待制度などをやっている自治体もあり、当町でも乳幼児医療費の助成をしています。

私は、以前に議会の委員会で話したこともありますが、義務教育期間に対する医療費の助成はもちろん賛成であります。子育て支援を前面に出すなら、月当たり一人の子供に対する負担する500円もゼロにしていいいのではないのでしょうかと発言した経緯もあります。

受益者負担の原則から言えば、なんでもゼロにすればいいというわけではないことは十分理解できます。しかしこれは他の市・町に比較しても、当町の方が優遇しているというアピールにつながると思われます。また、他の市・町からの転入者を促進することも可能になるかもしれませんので、ぜひ、実現してもらいたいと思っております。

また、保育費の支援態勢やチャイルドシートの助成事業でも、他の自治体と比べてかなり優遇されていると思うのでありますが、広報体制が充実してないためか、町民には実感なく、若者が他の市・町へ転出してしまったり、子供を産むのをためらったりしているのも要因にあると思うのです。これでは、これまでの少子化対策が功を奏さないことになるのではないのでしょうか。

結婚対策はプライベートの問題で大変難しいことでもありますが、若者が定住するための様々な施策を更に展開させ、多くの若者が住んでみたい、住んで良かったと思える活気ある町にしなければならないと思うのです。そのために、衣食住の要素、企業誘致、遊び、結婚問題など、様々な施策を積極的に展開することはもちろん、それらの施策に対するPRも必要だと思います。

町長は益々低下する出生率、高齢化比率の増加、そして、若年層の減少を考えた施策とPR方法も含めて、今後、これらの問題にどのように対処していく考えているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

2つ目の質問は、先ほどの少子化問題と大変に関連しますが、企業誘致の促進強化についてであります。

当町には能登中核工業団地をはじめ堀松工場団地などの工業用地を、当町はもとより、県、国などによって整備し、企業誘致を促進してきていることは頼もしい限りであり、半島という不便な印象と、JR等の路線が通過していない欠点なども考えますと、現在まで様々な企業に進出していただいていることは各進出企業さんのご理解はもとより、細川町長の手腕と、歴代の企業誘致担当者に敬意を表すものであります。

日本列島全体が少子化現象に頭を抱え、特に当町を含めた半島となるとその少子化と若者の減少率はかなり顕著な状態となっております。

私はこのような状況を少しでも打破するのは、企業誘致しかないと思っております。

当町は能登半島の入り口にあり、また、金沢から1時間余りの距離で来れる距離にあり、更に東海北陸自動車道が完成すれば、徳田大津インタージャンクションを経由して、道路交通網は益々便利になります。

当町をはじめとする能登地区の優秀な成人が、いろんな企業に就職できるような手立てが行政に求められていると思います。

今年度の実績では、今年の5月に堀松工場団地内で竣工式を行っていたが、その後、営業を開始された「サンケンオプトプロダクツ株式会社」、6月に県庁の知事室で能登中核工業団地に進出表明をしていただいた「インパック株式会社」など、能登半島内の他の自治体では羨ましい限りの企業誘致ばかりだと思えます。

しかし、これに安堵するばかりではなく、更なる企業誘致にご努力をしていただき、これから当町で生まれ育った若者が当町内で全員が就職してもらおうような勢いで、手を緩めることなく、当町の未来のためにご尽力をさらにお願ひしたいと思います。

そのためには、能登中核工業団地や堀松工場団地はもとより、その他の地域でもできるだけ有利な優遇措置、助成制度を行うことも必要と思えますし、企業が求める人材を確保するための政策も必要だと思えます。

もちろん、近隣市町からの通勤者も増えるでしょうが、他の市・町の若者にも住んでみたくなるような魅力ある町にし、当町に移り住む方を増やすための取り組みも必要かと思えます。

先般の地区懇談会では細川町長は、第1次志賀町総合計画を掲げ、各種の基本構想を説明されていましたが、企業誘致が進めば、小・中・高校の連携や活性化、Uターン・Iターン政策、そして、ニュータウン計画をはじめとする宅地の造成・住宅の提供、アパート等の住環境整備、また、以前に私が一般質問をしたことでもあります。希望者には空き家での貸し借りも可能な状況になるかもしれません。

これら様々な政策にしても若い人を中心とした方々がいなければどうにもならないことであり、まず働く場がなければ机上の空論に終わってしまうのではないのでしょうか。

最後になりますが、私は企業誘致こそが少子化対策、そして若者が定着し魅力ある能登の中核を担う都市になるための最大の政策だとおもっております。くどいようですが細川町長、今後とも町の将来を担う企業誘致活動をこれからも積極的に展開してほしいと願っておりますが、細川町長の

企業誘致に対する考え、そして今後の取り組み方をお聞きし、私の質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

橘議員さんのご質問にお答えいたします。まず、第1点目は少子化対策についてであります。

少子化問題につきましては、本町はもとより、国を挙げて取り組んでいる問題であります。少子化の原因につきましては、議員のご指摘のとおり様々な要因があると思われませんが、若者の非婚化・晩婚化、こういったことが進んできておる。また社会環境等による夫婦相互の考え方、経済的負担、こういったことが考えられることであります。

まず、平成18年4月1日現在、本町における18歳未満の人口割合は、13.9%の3,479人、これに対し、65歳以上の人口割合は29.7%の7,438人ということでありまして、少子・高齢化が顕著に表れてきております。

子どもを持つ親への経済的支援として乳幼児・児童医療費の助成やふれあい事業、保育料の軽減やチャイルドシートの助成、こういったことなどの事業を町として行っておるわけでございます。

さらに、若者定住や町外からの人口流入、いわゆるUターン、Iターンですけれども、こういった施策も視野に入れながら、企業立地の促進や利便性の高い交通体系の整備、快適な暮らしを支える上下水道の整備、そして安心して健康で暮らせる住宅環境の整備、さらに福祉施設・医療設備の充実、賑わいがあり活力ある商業の活性化、こういったことを図るなど、町一体となって少子化に取り組んでいきたいとこのように思っております。

ご質問のありました乳幼児・児童医療費助成の1人の子どもに対して月500円の自己負担についてであります。行政としては受益者負担の原則、こういったものに立って500円を負担してもらっているわけではございますが、ご指摘のとおり今後、時期的なことも含めて廃止の方向で検討して参りたい、このように思っております。

又、PR方法につきましては、町民の方々に少しでも目のつくように従来どおりの広報やインターネット、受付窓口等でのお知らせに加え、より住民の方が周知していただけるよう、啓蒙・啓発等を検討していきたい、このように思っております。

続きまして、企業誘致の促進強化についてであります。私は町の活性化は、より多くの若者の定住がなくては、とうてい成し得るものではないと、常々このように思っております。

そのためには、企業誘致によって働く場の確保、特に若者の雇用の場の拡大、若者の地元定着を促すという事が人口減少への歯止めとして、また、ひいては少子化を解決するための1つの方策にもなり得るものと、このように思っております。

こうした考え方から、今年4月からは企業誘致を担当する職員を2人に充実させまして、積極的な企業誘致を推進しているところであります。また、今議会にも誘致活動経費の補正予算を計上させて頂いているところでもあります。

企業の立地による効果は、申すまでもなく、雇用の場の拡大や産業の振興への寄与、或いは税収の増加、そしてまた町内への経済的波及効果など計り知れないものがあるわけであります。

今、国内では産業界の設備投資が活発に行われておりますし、技術集積の高い部品や製品を製造する工場の海外からの国内回帰、こういったことも増えて来ているようであります。こうした機会を捉え、今後とも、効果的な企業誘致を進めて行きたいと考えております。

今後は企業誘致と共に企業の求める人材の確保、そのためのUターン、Iターン、こういった対策、そして企業で働く人が希望するならば提供できる求めやすい住宅対策、こういったことなども進めて行きたいと思っております。以上であります。

松浦 恒義議長 8番 寺岡 真貴子 君。

寺岡真貴子議員 はい、議長。

本日は高浜中学校生徒の皆さんをはじめ、沢山の傍聴をありがとうございます。

さて、合併して1年が経過し、町政懇談会も16地区無事終了いたしました。町長は、提案理由の説明の際にも、町政懇談会で寄せられたご意見を「町総合計画や行政改革大綱に極力反映させたい」とのご発言がありました。町政懇談会で、どのような意見が合って、また、その意見がどのように反映されるのかを明確にしながら、町民の皆さんの貴重なご意見が反映される仕組みとして町政懇談会が有用に機能することを願うものであります。

本日は高浜中学校の生徒さんに傍聴いただいております。恒例では、このあと、生徒の皆さんに傍聴記を書いていただくと聞いております。そうした中にはきっと、町政に対してこの新志賀町へのご意見もきっとあることでしょう。町政懇談会のご意見ももちろん、本日も同様であります。町長にはあらゆる場面で、町民の皆さんの声を的確にかつ迅速に反映する町づくりを推進していただきたいと願うものであります。

また、中学生の皆さんにはこういった機会を通じて、ぜひ町に対しての意見をどんどんと発していただきたいと思います。

さて、先の通告に従いまして、以下大きくは3点について一般質問いたします。

まずは、組織機構の改革についてであります。

合併して1年、合併後、子育て支援課や管理課、行政改革推進室やスポーツ振興室、企業誘致対策室と課室を増やしたことで、それぞれ専門的・集中的に業務に専念できることでよい面もあったかと思えます。しかしながら、縦割りの弊害は変わらずに残しているのではないのでしょうか。

新体制が発足後1年経過しました。新志賀町の組織体制も含め、町長はこの1年をどのように感じておられるのでしょうか。お答えください。

現在、集中改革プランの中で職員の定員適正化計画も練られておりますし、また、同案の中には、担当課長の廃止等も盛り込まれております。職員の定年を待ち、徐々に廃止するといった消極的な形でなく、建設的・積極的な組織改革が必要ではないのでしょうか。そうして、組織機構の改編を通じ、それに伴い職員の意識改革も積極的に進めながら、計画的な人件費の削減、効率的な組織機構の構築を目指すべきではないのでしょうか。

まだ1年が経過したばかりの段階で、組織機構の改編は難しいことも理解できますが、行政課題や多様化する行政ニーズに的確に対応すべく、より簡素で効率的な縦割り弊害を排除した組織を目指し、体制の改革に取り組んではいかがでしょうか。

現在、本町では、係長制度をとっております。係長制度では、課内の職員を、係を単位に縦のラインでくくるため、係の垣根を越えて、仕事ができない、仕事をしなくてもいい、といった弊害があります。現在、多くの自治体で、組織の柔軟性、効率性をはかるため、この係長ライン制を廃し、グループ制、スタッフ制を導入しておる自治体が増えていると聞きます。近隣では津幡町が採用しておると聞いております。本町も、このグループ制を導入してはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

また、現在の15課3室1支所1局1病院という体制では、なかなか縦割りの弊害はまぬがれないのではないのでしょうか。まずは部局を設置し、各課の連携を推進してはいかがでしょうか。そしていずれ、最終的には課室の数を減らしていったらはいかがでしょうか。行政改革を積極的に推進すべく、段階的な取り組みを、十分検討していただきたいと願うものであります。町長のお考えをお聞かせください。

次に県との関係強化についてご質問いたします。

来る10月、3日間にわたって、全日本学生釣り選手権大会能登半島大会が開催されます。これは、石川県と能登半島まるごと釣堀実行委員会等組織が主催であり、珠洲・輪島・七尾・羽咋の4市が後援に加わり、その4市を会場にして開催されるとのことです。

これは、県も主催の立場に立ったイベントであり、また、能登半島まるごと釣堀構想は県の支援事業であります。こういったイベントで、どうして、本町も参画することができないのでしょうか。このことについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長は、能登の中核都市を目指すと発言され、実際本町は財政規模をとってみても、一般会計ベースでは能登4市4町のうち、七尾・輪島に次ぎ、3番目の規模であります。

ところが、実情は、県において、市と町レベルで対応が違っていたり、観光に限って考えても、能登半島広域観光協会なども市主導の形であったりという、厳然たる事実があるのではないのでしょうか。

国・県の今後一層厳しくなるだろう財政状況を考え合わせても、県との関係強化が、本町にとっていかに重要であるかは論を待たないところがあります。その点、町長はどのように認識しておられるのでしょうか。お答えください。

また、県との対応を関係部局で一元化できる形をとる意味でも、先ほどご提案申し上げた部制は有効であると考えます。

次に、子育て支援についてお伺いします。

新町まちづくり計画には、やすらぎのまちづくりと称して、「安心の子育て・子育て環境の充実」とうたわれております。実際、少子高齢化に歯止めがかからない現実を前に、子育て支援課を設立し、重点事業として、乳幼児・児童医療費助成等、積極的に施策をとってきたことは、町長の子育て支援に対する強い思いの表れかと認識しております。

しかし、本町は、近隣市町に比べ財源に恵まれているとはいいいながらも、助成金の交付には限界があります。子育て環境の整備は、行政主導の子育て支援が大変重要であることはもちろん明らかですが、持続可能性という点を考え合わせても、家庭・地域・企業そして、行政が一体となって取り組むことのできる環境整備が必要ではないのでしょうか。そうした中で、企業の取り組み・協力に対する啓蒙も必要ではないのでしょうか。

そこで、町内企業を対象に、子育て支援に対する理解を深め意識啓発をはかるため、企業経営者や人事・労務管理者担当者を招いて、説明会・セミナーを行ってはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

依然として厳しさを増す経済状況の中、町内企業に、子育て支援制度導入を求めることは厳しい点も十分認識しております。東京千代田区では、育児休業取得中の従業員に1月以上賃金を支払った場合、その企業に対し、一人につき支給総額の3分の2、上限20万円を助成する制度を設けているそうです。そこで、本町でも、それぞれの企業が育児休暇制度を導入することを促すべく、育児休業助成金を設けることを提案いたします。

また、そのほかにも、例えば、子供が病気になったときに、その保護者が急に仕事を休まねばならない、もしくは仕事を早引けしなければならなくなったときに、なかなか周囲の理解が得られないことに対して精神的負担を感じることがあると聞きます。単なる制度導入だけでなく、そういった点についても、企業側の理解を深めるような努力を行政として働きかけて頂きたいのであります。

町内には、中核工業団地、現在23社操業、千人規模の工業団地があります。その間には連絡協議会が町との間にございます。ここに限ったことでありませんが、例えば、行政もバックアップしながら中核工業団地全体が子育て支援に対しての取り組みを進めていくことができたならば、これは、中核工業団地自体のブランド力アップに繋がります。働きやすい・子育てにやさしい工業団地ということになれば、もちろん地域活力の振興に繋がりますし、各企業にとっても、よりよい人材の確保や企業イメージの向上に繋がるのであります。

県の取り組みであるプレミアムサポート制度は、地域全体が子育てに対して積極的であるという意志の表明であり、子育て家庭にとっては、有形無形のバックアップなのであります。同様に、企業にとっても企業イメージ向上他、有形無形のメリットがあるのであります。

そうした形で、町内企業にも、独自の基準を設け、「子育て支援企業」の認定をするなど、町全体が子育て支援の輪を広げていくような取り組みができるよう期待するものであります。町長のお考えをお聞かせください。

もう1点、子育てを理解する教育の推進についてお伺いいたします。

核家族化・子供の数の減少が進んだことで、地域においても各家庭においても、子供と接する機会が減りつつあります。そうした中で、子育てに関して、ネガティブな情報ばかりが先行し、子供をもつこと、育児をすることに対する不安感・負担感は増しつつあるようであります。政府が6月にまとめた「新しい少子化対策」では保育体験など子育てを理解する教育「学生ベビーシッター等の推奨」があげられております。

本町の地域子育て支援センター、乳幼児園でございますが、こちらでは、ボランティアの受け入れとして、小中高校生、大学生のボランティア

希望者を随時受け入れ、育児体験・命の大切さを知る、というメニューを設けておるそうであります。また、同センターでは、本年度は、県の事業として、高校生の育児体験として高浜高校・田鶴浜高校生を受け入れ、そこで、子供たちは貴重な体験を得たと伺いました。その他にも、児童館での高校生インターンシップ事業や、各保育施設での中学生の就業体験、わくワークも行われていると聞きます。

こうした形でのより柔軟な場と機会の提供を期待するものでありますが、保育体験など、子育てを理解する教育の推進について町長はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

寺岡議員さんのご質問にお答えいたします。3点ばかりご質問いただきました。まず、第1点の町の組織機構改革についてであります。

現在、当町は15の課と行政改革推進室など3つの室、それに富来支所、議会事務局、富来病院という組織体制をとっております。

合併時には、少子高齢化対策、行財政改革の推進といった新町の行政課題を専門的かつ集中的に取り組むために、子育て支援課及び監理課の2つの課と行政改革推進室及びスポーツ振興室の2つの室を新設させていただきました。

合併に伴う事務量の増大や異なる事務事業・各種制度の調整など、合併直後には事務の混乱も懸念されましたが、大きな混乱もなく新町として概ね順調なスタートが切れたものと、このように考えております。

さて、より簡素で効率的な組織に改編してはどうかといったご質問ですが、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応に向けて、常に、組織機構を点検し、見直すことが肝要であり、議員の皆様もご承知のとおり、現在、策定しておりますところの「志賀町集中改革プラン」におきましても、庁内の連携強化や効率的行政を推進できる機能的な組織の確立を図るため、平成19年度から検討したしまして、平成21年度の実施を予定いたしております。

また、グループ制につきまして、近年、事務の迅速化や組織の機動性の向上を図るため、各地で導入されつつある組織体制であります。

グループ制の特徴として、1つには中間階層職員の削減による意思決定のスピードアップ、2つ目には係制の廃止による情報の共有化、そして3つ目には突発的に増大した事務に対する人配置など機動的な対応、そして4つ目には権限の下方移譲、例えば、係長の役割を各係員が担うことによる専門性の確保といったことがメリットとして挙げられております。

一方、課題としては、1つには課内のチェック体制の不足、2つには中間職削減による職員の負担感の増加、そして3つ目にはポスト削減による意欲減退なども指摘されておりますが、組織の連携強化、スリム化という点で有効なシステムであると考えております。

なお、グループ制の導入につきましては、集中改革プランにおいて、平成20年度の実施とされており、現在、役場職員によるワーキンググループを設置しまして、職階制の見直しとともに、グループ制の導入について検討しておるところであります。

また、部局制の導入につきましては、当町の人口規模による適正な職員数、課室の数などを考慮すると、現在のところ、部局制は必要ないものと考えております。

なお、関係する各課の統括につきましては、2名の助役がそれぞれ担当する部署を統括しまして、連携強化や円滑な事業実施を図っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、第2点目の県との関係強化であります。

ご指摘のとおり、来る10月7日から9日の3日間にわたりまして開催される第20回全日本学生釣り選手権大会石川県能登半島大会は、全日本学生釣り選手権大会の実行委員会が主催であり、後援を能登半島まるごと釣り堀構想実行委員会と石川県、七尾市、輪島市、珠洲市及び羽咋市が行うものであります。

今回開催地が4市に決定になったのは、学生主導によるものが大きな要因だと、このように思っております。

釣りの部としては、投げ釣り、磯釣り、スポーツキャスティング、ルアーフィッシングの4部を予定しております。候補地の選定として対象魚、いわゆる対象の魚ですね、及び競技種目による岩場、砂場などの足場の問題等を考慮して決定されたわけであります。

当町においても、好釣り漁場適地、いい漁場適地があるわけですが、そうしたことから開催を強く要望してまいったわけではございませんが、開催地から漏れたのは非常に残念に思っております。

なお、開催地が4市に決定された経緯につきましては、当大会の協議機関であります能登半島まるごと釣り堀構想実行委員会において、もう少し詳しく関係者に説明をする必要があったと、このように認識しております。

当大会の開催につきましては、3年間継続し能登半島を学生が訪れる拠点として考えておりまして、次年度以降につきましては、本年開催地とならなかった当町を含む町で開催する予定となっております。

又、県との関係強化ですが、観光行政においては、県をはじめ能登半島広域観光協会と連携し推進した方が、より誘客効果が増大しますので、今後連携を密にして、施策を展開したいと思っておりますのでご理解をお願い致します。

続きまして、子育て支援についてであります。

子育て支援につながる少子化対策につきましては、本町はもちろん国・県を上げて取り組んでいるところでありますが、目に見えた成果が上がらないのが現状であります。

少子化には、様々な要因がありますけれども、行政、地域、企業、家族が連携して取り組まなければ解決しない問題でもあり、とりわけ行政においては、全庁上げて真剣に取り組んでいかなければならない、このように考えております。

現在推進している施策に加えまして、また新たな町独自の施策も検討中であります。議員ご質問の町内にある企業経営者や人事担当者を招いて説明会やセミナーを開催してはどうかということではありますが、とりわけ能登中核工業団地を中心とする企業や事業主に対しまして、子育て支援策と

して、支援制度の勉強会となる説明会やセミナーを行って、啓蒙を図ることは大変重要な支援策の1つであると思っておりますので前向きに検討させていただきたいと思っております。

次のご質問ですが、企業の育児制度の導入についてであります。国の制度では、育児休業を取得することが出来るようになっておりまして、町内の各企業において制度を導入しているのか、また制度を実際適用しているのかどうかを含めて、その実態調査を実施いたしまして、その状況について把握させていただきたいと思っております。その上で、制度を導入している企業に対する育児助成金について検討させていただきたい、このようにも思っております。

次に、地域子育て支援についてお答えをいたします。現在志賀町乳幼児保育園をはじめ全公立保育園で実施しておりますが、ここでは、育児から保育まで子育てに係る様々な体験を通して子育ての大切さというものを理解してもらっております。ご質問にもありますように中学、高校、大学生による、保育体験も毎年実施をしております。育児に不安を持つ保護者の相談にも応じておりまして、今後は、支援メニューを増やして、期待に応えていきたい、このようにも思っております。

いずれにしましても、子育てにお金の掛からない、負担にならない環境を整備していかなければ、少子化に歯止めがかかりませんので、ご提案については、いずれも前向きに検討させていただきたいとこのように思っておりますので、よろしくお愿いしたいと思います。以上であります。

松浦 恒義議長 3番 下池 外巳造 君。

下池外巳造議員 はい、議長。

9月6日午前8時27分に、秋篠宮妃 紀子さまに、国民待望の男の子がお生まれになり、おめでたいこととお喜びしている次第でございます。

新聞紙上及びテレビの報道により、皆様ご存知のように、御体重2,558グラム、御身長48.8センチの親王が無事お生まれになり、国民全てがお喜びに浸っているときと思っております。

平成18年第3回志賀町定例会に登壇させていただきます、3番議員の下池です。

今日は、高浜中学校の70名の生徒さんの傍聴もあり、議会の勉強を十分なされたことと推察されます。また、生徒さんの感想を議会広報にて読むのをのちほど楽しみにしておりますのは、私だけではないと思います。

今、定例会に以下2つの事柄について質問させていただきたいと思えます。1つ目は、細川町長に職員の昇給制度について、ご質問させていただきたいと思えます。

職員の昇給・昇格につきましては、旧富来町では日頃の勤務能力を中心に判断し、旧志賀町ではさらに試験制度も取り入れて判断してきたと思えますが、旧富来町では旧志賀町と比べて、役職の段階も少なく、合併直前に旧志賀町と年代層を合わせるため、多数の昇格があり、中には旧志賀町職員より上回っている年代層もあると聞きますが、それらは昇格された全ての職員の實力、勤務能力等があつての判断であると思つるので、それは仕方がないことだと思つております。

しかし、合併したのですからこれからが大切であり、町民の公僕としてより相応しい方に、より相応しい役職や昇給をさせるべきだと思えます。また、逆にやむをえず相応しくないと判断した職員には降格、減給の措置を取ることも必要だと思えます。

合併により職員数が増大した昨今、単なる年功に縛られることなく、試験制度はもちろん、上司だけの判断ではなく、多方面からの勤務能力、接遇など住民から信頼される、そして町民の公僕となる職員を育てる必要があると思つたのです。

職員の採用計画にしても、団塊世代職員の退職により、その何割かは採用しなければならないと思つたのです。

もちろん、ペーパー試験や面接を行い採用するのですが、できれば即採用するのではなく、臨時期間を設けたり、ボランティア研修をさせるなど、応用力、社会人としてのマナーも重視した採用が必要と思つたのですが、どのような考えにいますのでしょうか。

さらに、職員同士の結婚に対しても、人事面に苦慮している配置構造がうかがえますし、同じフロアに夫婦同士が仕事をしているのもどうかとも思えます。

以前は他の自治体や民間会社においても、職場結婚はどちらかが辞める風潮もありましたが、現在はそんな風潮は時代錯誤であるとは思いますが、恋愛は自由でもあります。しかし、できるだけ職員同士は遠慮、抑制してもらいたいと思いますが、何か対策は考えているのでしょうか。以上のことを細川町長にお聞きして、1つ目の質問を終わります。

次に、北陸電力志賀原子力発電所の放射能漏れ事故を想定した防災訓練が、8月20日 日曜日に、志賀町の県オフサイトセンターを主会場に行われ、関係92機関の約900人と夏休み中の子どもたちを含む、地元住民高浜地区約420人が参加され、真夏の暑い中に行われました。町長をはじめ、参加されました皆様方には大変ご苦労様でした。

今回は高浜地区の住民、自衛隊の参加もあり、今までに無い重々しい訓練でしたが、一部批判の声も聞かれたようでした。毎回、志賀原子力発電所の事故を想定しての訓練であり、自衛隊の参加があったとはいえ、以前の訓練と比べても、なんら変わる事の無い訓練であったように思われます。

内閣府の「災害時要支援者の避難支援ガイドラインについて」というのを調べましても、A4の紙60数ページにわたるものでも、地震による原子力発電所の放射能漏れの事故を想定した対策と非難に関するガイドラインはありませんですし、またテロによる災害時のものもありませんでした。

そこで1つ、地震による志賀原子力発電所の放射能漏れと一般家屋の倒壊、主要道路の陥没や橋の崩落により、交通網の寸断が起きた場合の住民の避難や誘導の方策。

2つ目に、北朝鮮のミサイル発射実験や7月にイギリス、ドイツに発生しました航空機爆破未遂事件などから考えられますテロによる志賀原子力発電所に攻撃、爆破工作等による放射能漏れに対しての救助、防災対策の2つを想定しました。

1の地震による自然災害は2年前の中越地震の時には、柏崎の原子力発電所に被害が及ばず、私たち志賀町民も同じ原子力発電所を有する立地町として、胸をなでおろし安堵したものでしたが、山村の小千谷、長岡などの被災地の惨状は目に余るものでした。

志賀町にこのような惨状が起きた場合、弱者である老人、子どもたちを救助、避難させるためには、石川県の防災ヘリは1機しかないと聞いており、大変不安であります。

2つ目の北朝鮮の政情は最近6カ国協議にも参加せず、経済的にも末期的な状態であると新聞、テレビ等の報道にあるとおり、いつ、どのような事態になるのか想像もできません。近く、またもやミサイル発射実験を行うという報道や核の地下実験までも行うなどの報道もあります。

ヨーロッパにおきましては、アルカイダによるイギリス、ドイツにありました航空機爆破未遂事件が7月にあり、よもやこの日本に及ぶとは考えられませんが、世界情勢が不安定な今日、いつ5年前にアメリカでありました同時テロ事件のような事故が再発しないとは言い切れないと思います。

以上、1は自然災害、2は国民保護法に基づく対策であるかと思いますが、今後の救助、防災訓練の中に反映し、町民の安全を第一に考えた訓練の充実にさせていただきたく、質問させていただきます。

担当課長には現在、想定される範囲の中でお答えいただきたいと思えます。以上において、私の質問を終わります。ご静聴、ありがとうございました。

松浦 恒義議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

下池議員さんのご質問にお答えをいたします。

ご質問、2点ばかり頂戴いたしました。まず、第1点目の職員の昇給制度についてであります。

新町として、職務・職責や勤務実績を重視して、職員の能力や実績を適正に評価し、任用、給与、人事配置に適切に反映させるために新しい人事評価制度を構築すべく、今年7月に新人事評価制度ワーキンググループを立ち上げ、現在は、最終的な成案を得ております。人事評価の結果は、本年12月の期末勤勉手当の支給及び来年1月の昇給から反映させていく予定をいたしております。

職員の採用制度に関しましては、地方公務員法第15条の規定によりまして、成績主義の原則に基づいて採用しなければならないということ

もございまして、全国的には、4月即、本採用が一般的であります、ご提案の趣旨は理解できますので、制度の可否も含めて国及び地方公共団体の事例などを研究してまいりたい、このように思います。

また、職員同士の結婚につきましては、議員さんの御指摘とおり、結婚の自由は憲法で保障されておりますし、しかしながら一方では、我々のような小規模自治体にとりましては、人事異動等において配慮しなければならんというようなこともありまして、なかなか対応に苦慮している問題であります。

町といたしましては、職員本人の自覚を待つしかないのかな、このように思っておりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

もう1点の防災訓練の見直しということにつきましては、ご指名のとおり課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。以上です。

松浦 恒義議長 藤澤生活安全課長。

藤澤生活安全課長 はい、議長。

下池議員さんの防災訓練の見直しについて考えてみてはどうかというご質問でございますけども、この石川県原子力防災訓練の事故想定においては、おっしゃるとおり、例年大きな変更はございません。この訓練では原子力発電所からの放射性物質の放出前に対象住民を安全かつ的確に避難させることを目的としたものであります。ただ、毎年その対象地域を変更しての訓練を実施しております。

また、今回の訓練は、初めて日曜日の訓練実施、また高浜地区の人口密集地を避難訓練の対象とするなどといった新たな試みも実施しております。

今ほどのご提案であります、原子力災害と地震災害を組み合わせた訓練につきましては、今後実施されます石川県原子力防災訓練におきまして、そのような想定で訓練を実施するよう県と調整して参まいりますとともに、町でも原子力防災のみならず、一般防災についても今後、訓練実施に向け検討したいと思います。

また、武力攻撃、テロを想定した訓練であります、現在、本町におきまして、まさしくこのような事態に対応するべく「志賀町国民保護計画」の作成を進めております。先月8月31日におきまして、防災関係者、陸

上、海上、航空の各自衛隊にも参加いただき、第1回目の協議会を開催しております。

この協議会におきまして、志賀町の地理的特長及び志賀原子力発電所の立地等を踏まえた計画の方向付けを行っております。

なお、この計画が作成されましたら議会の皆様方へご報告させていただき、これに基づいた訓練を実施することにより、この計画を検証して参りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

松浦 恒義議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

日程第2 . 町長提出 議案第115号ないし第129号

(委員会付託)

松浦 恒義議長 次に、町長提出 第115号ないし第129号を、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

(休 会)

松浦 恒義議長 次に、休会の件について、お諮りいたします。

委員会審査等のため、明9日から14日までの6日間は、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、明9日から14日までの6日間は休会することに決しました。

次回は、9月15日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午前 11時58分 散会)
